

***佐藤ひとし後援会 会則**

第1条（名称・事務所の所在地）

1. 本会は、佐藤ひとし後援会と称し、主たる事務所を愛知県弥富市五之三町福島46に置く。

第2条（目的）

1. 本会は、佐藤ひとしと共に命とくらしを育む豊かな社会を築くことを目指しながら、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 本会は佐藤ひとしの政治活動を支援することを目的とする。

第3条（事業）

1. 本会は、目的達成のため、講演会、研修会などを開催し、会報、印刷物の発行、その他の必要な事業を行う。

第4条（会員）

1. 本会は、第2条の目的に賛同し入会を希望するものをもって構成する。

第5条（入会手続き）

1. 本会への入会手続きは、所定の入会申込書をもって行う。

第6条（退会手続き）

1. 本会への退会手続きは、所定の退会届をもって行う。

第7条（役員）

1. 本会は、会長、そのほか若干名の役員を置く。

第8条（機関）

1. 本会は機関として総会と役員会を置く。
2. 総会は、会の最高議決機関とする。
3. 役員会は会の執行機関とし、この会の運営にあたる。

第9条（運営）

1. この会の運営に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第10条（会計年度）

1. この会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第11条（補足）

1. 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

この会則は令和元年12月9日から実施する。